

令和9年度

沖縄県立南風原高等支援学校 入学志願者募集要項



「校章」の由来

台は、ペンをかたどり、四本の白線「」は、南風原高等学校の「ハ」をあらわす。ペンによる真理の探究を基とし、「ハ」の末広がり、校運の隆昌を祈念し、「高」の字を丸くして、学園における友情の輪を広げ、円満な人格形成を目指すことを意図しております。

沖縄県立南風原高等支援学校

住所：〒901-1117 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1140番地

電話番号：(098)889-4618(代表)・3668(高等支援直通)

FAX番号：(098)889-3667

HPアドレス：<http://www.haebaru-sh.open.ed.jp>

沖縄県立南風原高等支援学校入学志願者募集要項

I. 方針

沖縄県教育委員会の定める「令和9年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」に基づき、下記の通り、本校第1学年の生徒を募集する。

II. 一般入学

1. 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の規定に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度の3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者

イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という。)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 11月末日までに志願前相談を受けた者

オ 知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な者

※ 出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加するものとする。

2. 募集定員及び通学区域

「沖縄県高等学校の通学区域に関する規則」の定めるところによる。

学校名	学科(コース)	学級数	定員	通学区域
南風原高等支援学校	産業科	2	20	県全域

3. 出願期間

日付	受付時間	受付場所
令和9年2月1日(月)	午前9時～午後4時	地下1階 小会議室
令和9年2月2日(火)	午前9時～午後2時	

※郵送の場合も2月2日(火)午後2時までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

(出願先) 〒901-1117 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 1140 番地
沖縄県立南風原高等支援学校長 川上 恵美 宛

4. 出願手続

出身中学校校長は、志願者に係る下記の書類を出願期間内に一括して提出するものとする。

※住民票謄本(マイナンバー掲載なし)は、本校は通学区域が県全域のため提出の必要はありません。

	出願書類	留意事項
1	入学志願書 第1号様式(特支高)	・「郵便番号」は必ず明記すること。 ・自署箇所は直筆で記入すること。
2	調査書 第4号様式または 第4号－2様式(特支高)	・原則として、第4号様式を使用し、特に必要な場合に限って第4号－2様式を使用する。 ・特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第4号様式を作成する。 ・記入方法は「令和9年度 沖縄県立学校入学者選抜実施要項」に基づく。
3	入学志願者名簿 第3号様式(特支高)	
4	健康診断書 第8号様式(特支高)	・過年度卒業者のみ提出。令和9年1月以降に発行されたもの。
5	療育手帳の写しまたは専門医の診断書 第11号様式(特支高)	・出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。 ・「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の専門医の診断書(第11号様式(特支高)) ・専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。 ※身体障害者手帳を所持している場合は両方の写し。
6	確認書 第5号様式(特支高)	・沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者。 ・沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者。
7	写真票 第15号様式(特支高)	・出願の日前6か月以内に撮影したもの。 ・カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
8	志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続による。 (1) 県外からの入学志願のための許可願(第2号様式)を令和9年1月20日(その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日)までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。 (2) 前記(1)の許可願、入学志願書(第1号様式)のほか、志願先特別支援学校長が必要と認める書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。	

5. 志願変更及び手続

- (1) 志願変更は、志願者が定員(20)を超えた場合のみ認める。
- (2) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。
- (3) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。
- (4) 志願変更する者は、志願変更願(第6号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
- (5) 出身中学校長等は、前記(4)の願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の志願変更願(第6号様式)を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。
なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
- (6) 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「令和9年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項(P78)」の「出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

志願変更申出	令和9年2月5日(金)	午前9時から午後4時	本校 2 階
	令和9年2月8日(月)	午前9時から午後2時	南風原高等支援学校職員室
入学願書 取り下げ・再出願	令和9年2月15日(月)	午前9時から午後4時	本校 2 階
	令和9年2月16日(火)	午前9時から午後2時	南風原高等支援学校職員室

6. 選抜の方法

- (1) 特別支援学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- (2) 選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

7. 学力検査

(1) 学力検査の期日及び時間割

月日 時限	第1日目 3月3日(水)	第2日目 3月4日(木)
第1時限 (10:00~10:50)	国 語	社 会
第2時限 (11:15~12:05)	理 科	数 学
(12:05~13:00)	昼 食(55分)	
第3時限 (13:15~14:05)	英 語	面 接

(2) 学力検査時間及び配点

教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。

時刻	時間	第1日目【3月3日(水)】	第2日目【3月4日(木)】
9:15～9:35	20分	受付	受付
9:35～9:45	10分	全体集合・説明	全体集合・説明
9:45～10:00	15分	移動、入室、検査の指示説明、 問題配付	移動、入室、検査の指示説明、 問題配付
10:00～10:50	50分	国 語	社 会
10:50～11:05	15分	休憩	休憩
11:05～11:15	10分	入室、検査の指示説明、問題配付	入室、検査の指示説明、問題配付
11:15～12:05	50分	理 科	数 学
12:05～13:00	55分	昼食	昼食
13:00～13:15	15分	移動、入室、検査の指示説明、 問題配付	集合、面接検査の指示説明、 体育館へ移動
13:15～14:05	50分	英 語	面 接(一人15分程度)

(2) 所持品の取扱い

① 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規(三角定規は可、ただし、分度器及び分度器機能付き定規は不可)
- ・コンパス(分度器機能付きは不可)

② 受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上の置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)
- ・時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。)
- ・眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)

③ 受検者は名札をつけること。(上着の左胸部に付ける)

*縦5cm、横8cm程度

〇〇中学校
受検番号 〇番
氏 名

(3) 検査の場所

- ① 原則として沖縄県立南風原高等支援学校(住所:沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 1140 番地)とする。
- ② 「令和9年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項(P80-ウ-イ)」に示された委託検査場及び出張検査場

※委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

8. 合格発表

- (1) 令和9年3月17日(水)の午前9時に本校内において発表(掲示)する。発表(掲示)後ホームページにも掲載する。
- (2) 合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。
- (3) 合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、志願先特別支援学校において(第2次募集の合格発表の日から換算して1月以内)個人情報の保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供(開示)が可能である。学力検査得点の開示を希望する受検者は、事前(3日前まで)に本校に連絡すること。

Ⅲ. 2次募集

合格者が募集定員に満たない場合、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記Ⅱ 1に該当する者で、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者。または県立島尻特別支援学校高等部真和志高等学校分教室を受検し合格しなかった者とする。

(2) 通学区域 県全域

(3) 出願期間

日付	受付時間	受付場所
令和9年3月18日(木)	午前9時から午後4時	本校2階 南風原高等支援学校職員室
令和9年3月19日(金)	午前9時から午後2時	

※ 郵送の場合も3月19日(金)午後2時までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

(4) 出願手続

出身中学校校長は、志願者に係る下記の書類を出願期間内に一括して提出するものとする。出願は本校の志願前相談を受けた者に限る。

	出願書類	留意事項
1	第2次募集入学志願書 第9号様式(特支高)	・「郵便番号」は必ず明記すること。 ・自署箇所は直筆で記入すること。
2	調査書 第4号様式または 第4号-2様式(特支高)	・一般入学で提出したものと内容は同じもの。
3	第2次募集志願者名簿 第10号様式(特支高)	

4	確認書 第5号様式(特支高)	・前記Ⅱの4. 出願手続で6を提出した者に限る。
5	療育手帳の写しまたは 専門医の診断書 第11号様式(特支高)	・出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。 ・「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の専門医の診断書(第11号様式(特支高)) ・専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。 ※身体障害者手帳を所持している場合は両方の写し。

※出願に関する詳細は、「令和9年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」を参照

(5) 志願変更及び手続

- ア 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更(以下「2次志願変更」という。)することができる。
- イ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願(第12号様式(特支高))に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
- ウ 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

志願変更 取り下げ・再出願	令和9年3月23日(火)	午前9時から午後2時	本校 2 階 南風原高等支援学校職員室
------------------	--------------	------------	------------------------

(6) 選抜の方法

学力検査成績証明書(第14号様式(特支高))、調査書(第4号様式、第4号-2様式(特支高))、面接、本校作成の付加問題(国語・数学)の結果を資料として、選抜を行う。

(7) 第2次募集選抜検査の時間及び配点

付加問題の検査時間は、いずれも25分とし、配点は各30点とする。

場 所	沖縄県立南風原高等支援学校 (住所:沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1140番地)	
時刻	月日	令和9年3月25日(木)
13:00~13:20		受付・説明【1-9教室】
13:20~13:30		指示説明、問題配付
13:30~13:55		国 語(25分)
13:55~14:00		休憩(5分)
14:00~14:10		指示説明、問題配付(10分)
14:10~14:35		数 学(25分)
14:35~14:45		休憩(10分)
14:45~		面 接(一人15分程度)【1-10教室】

(8) 合格発表

- ア 令和9年3月29日(月)の午前9時に本校において発表掲示する。同時にホームページにも掲載する。
- イ 合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。

IV 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 追検査の場所 南風原高等支援学校(沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1140)

(2) 申し出等の日程及び手続

- ア 申し出期間 令和9年3月3日(水)及び3月4日(木)
- イ 受付時間 令和9年3月3日(水)午前9時から午後4時、
令和9年3月4日(木)午前9時から正午
- ウ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」(追検査第1号様式(特支高))に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。

(3) 追検査の期日及び時間割等

時限	月日	令和9年3月9日(火)
8:30~8:50		受付・説明
8:50~9:00		移動、入室、指示説明、問題配付
第1時限 (9:00~9:50)		国 語(50分)
9:50~10:00		休憩
10:00~10:05		入室、問題配付
第2時限 (10:05~10:55)		理 科(50分)
10:55~11:05		休憩
11:05~11:10		入室、問題配付
第3時限 (11:10~12:00)		英 語(50分)
(12:00~12:45)		昼 食(45分)
12:45~13:00		移動、入室、検査の指示説明、問題配付
第4時限 (13:00~13:50)		社 会(50分)

13:50～14:00	休憩
14:00～14:05	入室、問題配付
第5時限 (14:05～14:55)	数 学(50分)
14:55～15:05	休憩
第6時限 15:05～	面 接(一人15分程度)

(4) 追検査の所持品の取扱い

「Ⅱ 一般入学」の「(2) 所持品の取扱い」に同じ

(5) 追検査の合格発表

「Ⅱ 一般入学」の「8 合格発表」に同じ

V 調査書

- (1) 中学校等に、校長を委員長とする調査書委員会を置く。
- (2) 調査書(第4号様式、第4号－2様式)の作成方法は、教育長が別に定める。
- (3) 特別支援学校長は、出身中学校長等の提出した調査書(第4号様式、第4号－2様式)に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

VI 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、※「学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式2)を中学校長等を経て県立学校教育課へ提出後、志願先特別支援学校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

VII 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるもの

は、自己申告書(第13号様式)を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。自己申告書(第13号様式)の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。

(2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

Ⅷ 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 県立特別支援学校受検の配慮については、※「学力検査等に際しての配慮願い書」(第16号様式)に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て県立学校教育課へ提出後、志願先特別支援学校長に提出することができる。手続きの詳細については、別に定める。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

Ⅸ その他

- (1) 特別支援学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、募集年度の10月末日までに県教育委員会及び通学区域内の中学校長等に送付し、学校ホームページに掲載する。
- (2) 中学校長等は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する当該生徒の指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則(昭和33年度文部省令第18号)第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票を募集年度の3月末日までに特別支援学校長に提出する。
- (3) 出願書類等に記載された個人情報については、沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則及び沖縄県情報公開条例に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。
- (4) この要項に定めるもののほか、入学選抜の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

※「学力検査等に際しての配慮願い書」(第16号様式)…提出先:教育庁県立学校教育課、提出期限:令和8年10月30日(金)詳細は「令和9年度県立高等学校入学者選抜に係る学力検査等における配慮及び配慮願い書の提出等について(通知)」を参照。